

「乳がん検診無料クーポン券」の有効期限の記載誤りについて

乳がん検診無料クーポン券を特定の年齢の方々へ6月25日に1, 249通を送付しましたが、有効期限を記載誤りして送付してしまい、その後の対応策がなされていなかった事案がわかりましたので、ご報告いたします。

1 経過

7月5日、電話問い合わせがあり、無料クーポン券の有効期限を「令和2年3月31日」とすべきを「交付年月日から6ヶ月間」と記載誤りされていることがわかりました。(交付年月日は、6月10日)

この間、町民等から無料クーポン券に関する問い合わせがあるたびに、有効期限の記載誤りを訂正する説明を個別で行ってまいりました。

しかし、無料クーポン券の有効期限の記載誤りを訂正する取り組みがなく現在に至っており、記載誤りされた有効期限が12月9日であったため、対象者へは有効期限切れと誤認を招くことになり、この約1ヶ月間、対象者の乳がん検診受診の機会をなくしていることがわかりました。

2 対応

無料クーポン券で乳がん検診が受診できる8医療機関に対し、無料クーポン券の有効期限が誤って記載されていること及び正しい有効期限は令和2年3月31日であることを電話にて説明しております。

また、現時点で把握している乳がん検診未受診の1, 057人に対して、「お詫び」及び有効期限を正しく記載した「乳がん検診無料クーポン券」を近日中に送付するよう取り組んでおります。

3 原因と再発防止策

職員の公務員としての基本的な自覚と責任感の欠如があったこと。また、システム操作を行う際、有効期限の入力について、初期設定を使用したことに加え、印刷された無料クーポン券の有効期限を別の職員による確認をしていませんでした。無料クーポン券とは別で、40歳以上の町民へ毎年4月に送付される「がん検診受診券」のなかの「婦人がん検診受診券」が、有効期限を3月31日としていることから、訂正せずとも事足りると判断していたことも原因と考えます。さらに報告、連絡、相談がなされていませんでした。今後は、職員の資質向上に努めるとともに、システム作業及び印刷作業を行う際の最終的な確認を複数の職員で行うこと及び報告、連絡、相談を徹底することで再発防止に努めて参ります。

<問合せ先>

南風原町民生部国保年金課 高良

電話 098-889-1798